

茨城県北地域おこし協力隊【起業・複業型】(KENPOKU PROJECT E) の延長に係る審査会運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県北地域おこし協力隊取扱要領（以下「取扱要領」という。）第2条第2項に基づき実施する茨城県北地域おこし協力隊【起業・複業型】(KENPOKU PROJECT E)（以下「隊員」という。）の委嘱期間の延長に係る審査会（以下「審査会」という。）について、運営に係る必要な事項を定めるものとする。

(審査会の目的)

第2条 審査会は、隊員の活動状況等を聴取し評価することにより、隊員の委嘱期間の延長の可否を審査する。

2 審査会は、委嘱期間終了の日が属する会計年度中に実施する。

(審査の対象となる隊員)

第3条 審査会における審査は、全ての隊員を対象とする。ただし、現委嘱期間の終了をもって退任する隊員及び第6条の中間報告会に出席したことのない隊員はこの限りではない。

(審査委員)

第4条 審査会は5名の審査委員によって構成し、審査委員には県北振興局の職員及び外部有識者をもって充てる。

2 審査会には審査委員長を置き、県北振興局長をもってこれに充てる。審査委員長は、必要に応じて委員以外の者を陪席させ、審査に必要な意見を聴取することができる。

(審査方法)

第5条 第2条第1項の審査は、別表第1に基づき、分析評定及び総合評価により行うこととする。

2 審査の結果、別表第2により、総合評価における「延長可」の数が3以上の隊員及び「延長可」の数が2の者で、かつ、分析評定の合計点が概ね満点の半分以上の隊員は、委嘱期間を延長するものとする。

3 前項の基準に満たない隊員については、審査委員間で協議の上、委嘱期間を延長することができる。

(中間報告会)

第6条 審査会は、委嘱期間満了の日が属する会計年度の概ね9月までに、隊員の活動状況等を聴取する中間報告会を実施することができる。

2 審査会は、前項により聴取した隊員の活動状況等について、前条第1項に準じた評価及び助言を行うものとする。

3 審査会は、前項の評価の結果、委嘱期間の延長又は委嘱期間終了後の自立等に疑義が生じた隊員については、必要に応じて個別の指導を行うよう県に求めるものとする。

(その他)

第7条 審査会の事務は、茨城県政策企画部県北振興局が担当する。

付 則

この要項は、令和4年12月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年7月11日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年12月1日から施行する。

別表第1

選考委員氏名		分析評定					記入欄	
項目		主要着眼点	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る	1
人物一般・社会性	地域の一員として協調してやっているか	・積極的に地域に溶け込んで活動を行っているか ・誠実に活動を行っているか	10	8	6	4	2	
事業関係	地域への貢献	地域課題の解決に貢献する事業となっているか	10	8	6	4	2	
	事業目標や実現に向けた計画	・実現可能な事業目標・計画か ・事業目標・収支計画等は妥当か ・計画的に行動できているか	10	8	6	4	2	
	事業への意欲	・意欲をもって課題にあたり事業へ繋げられるか ・事業に向けてチャレンジする意欲・積極性はあるか ・やりがいをもって継続的に活動できているか ・自発的に行動できているか	10	8	6	4	2	
	ビジネスのビジョン※	・明確なビジョンを持っているか ・将来に対する見通し、未来像、理想像、展望、構想はもっているか ・自身の事業者としての存在目的を理解しているか ・ビジネスビジョンは地域の共感を得られているか	10	8	6	4	2	
	任期終了後の自立※	・任期終了後の自立に向け行動できているか ・県からの報償費・活動経費がなくなったあとも事業継続可能か※ ・収支の設定は妥当か	10	8	6	4	2	
合計点			60点満点					
総合評価			延長可 ○ 延長不可 ×					
コメント								

※当該項目について、中間報告会を経していない隊員については評価を行わない。

別表第2

氏名	評価結果	審査委員					計	採否
	総合評価○の数							
	合計点						点	
	総合評価○の数							
	合計点						点	
	総合評価○の数							
	合計点						点	